

医師から聴取した医学的な所見の記録

居宅サービス計画担当者氏名 _____

以下のとおり相違ありません。

所見確認日	年 月 日	聴取方法	
聴取した医師名等	医療機関名	担当医師名	
医師から聴取した医学的な所見の内容		確認した状態 i ・ ii ・ iii	

資料1

医師の医学的な所見について

1 留意事項

例外給付にかかる医師の医学的な所見は、主治医意見書、診断書又は担当介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見のいずれかにおいて枠内 i～iii の状態に該当することが明確に判断できる内容が記載されていることが必要です。

つまり、単に医師が福祉用具が必要であると判断している場合や病名が合致しているだけでは認められません。

具体的な事例は、別紙「福祉用具が必要となる主な事例内容」(概略)を参照ください。

(例) 主治医意見書の診断名に「パーキンソン病」、特記事項に「特殊寝台が必要。」と記載されていても、それだけでは i～iii に該当する状態が不明であることから認められません。

2 「医師の意見【医学的な所見】」の記載内容

次のいずれかの状態像に該当する者であることについて、医学的な所見に基づき判断した内容を記載する。

(i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 23 号告示第 19 号のイに該当する者

例：「パーキンソン病で内服加療中の治療薬による「ON・OFF 現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となるため福祉用具貸与の状態像 (i) に該当する。」
「重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、昼から椅子への移乗に全介助を要する状態となり福祉用具貸与の状態像 (i) に該当する。」

(ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 23 号告示第 19 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

例：「がん末期で急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれるため福祉用具貸与の状態像 (ii) に該当する。」

(iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 23 号告示第 19 号のイに該当すると判断できる者

例：「喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の危険性を回避をするため、上体をすみやかに一定の角度に起こす必要があり、福祉用具貸与の状態像 (iii) に該当する。」

3 軽度者に対する車いす等の貸与条件との相違

軽度者に対し車いす (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に認められる者及び移動用リフト (三) 生活環境において段差解消が必要と認められる者については認定調査結果がないため、「主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護 (介護予防) 支援事業者が判断する。」となっています。今回の例外給付とは要件が異なりますので、ご注意ください。

4 その他

医師に医学的な所見を求める際は、医師に十分な説明をした上で i～iii のどの状態に該当するかを確認し、該当する場合はその内容を具体的に聴取して記録してください。

福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概略）
I 状態の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換機 ・移動用リフト 	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換機 ・移動用リフト 	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
II 急性増悪	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換機 ・移動用リフト 	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短時間で告示で定める福祉用具が必要となる。
III 医師禁忌	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からの指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・床ずれ防止用具 ・体位変換機 	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・移動用リフト 	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。